

高^{たか}
森^{もり}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県東端に位置する町で、人口六、七一六（平成二二年国勢調査）、面積約一七五平方キロメートルである。東は大分県及び宮崎県に接し、北は阿蘇市、南は山都町、西は南阿蘇村に接している。町は、東南部の阿蘇外輪山によって二分され、旧火口内は南阿蘇村などともに南郷谷を形成して標高六三〇メートルの台地となり、外輪山外側は、標高平均六八〇メートルの波状急傾斜地帯をなして九州山脈へと連なっている。

産業は、農業が主体をなし、稲作と畜産に加え、高冷地野菜、りんごなどの生産が盛んである。そのほか、豊富な森林資源を有し林業も盛んで、製材工場が多い。

JR豊肥本線から分岐した第三セクター南阿蘇鉄道が立野駅から高森駅間を運行し、山都町を経て延岡市へ至る国道と九州横断道路とを結ぶ国道が交通の根幹をなし、国道には定期バスが運行されている。

阿蘇地方の開祖健甞龍命に因む名所旧跡、阿蘇山にかかわる観光地が各所に散在し、名所旧跡としては空洞の権現山と健甞龍命の逸話で知られている羅漢山、吉見神社、高森阿蘇神社などがあり、観光地としては通称九十九曲がりともいう高森峠、高森湧水トンネル、高森公園、青栄山、根子岳の山麓にあつてキャンプ、ハイキングに適した鍋の平、地獄谷、大谷ダムなどをあげることができる。このほか休暇村南阿蘇を核として高森温泉館などがある。

二 町名の由来

阿蘇大神健甞龍命が、住居を定めるため阿蘇山上より矢を放ち、その矢の落ちたところを住居に定めたといわれ、その付近を「御矢村」といって、高森発祥の地と伝えられている。「高森」の名もこれから端を発したものであり、高は高皇産靈、高御座などの尊称言で、森は「杜」で、祖先神霊の鎮まる浄地という意味で「高貴な人が住居を定められたところ」ということから来たという。

昭和の合併時の新町名の選定については、合併町村間にいろいろと意見もあったが、高森町は古くから阿蘇南部一〇か町村の政治、経済、交通の中心地であつ

たばかりでなく、中世には阿蘇氏の南郷における拠点であり、旧藩時代には高森手永会所の所在地であったので、高森町の名をそのまま残すことが最も適当であるということ、合併促進協議会において満場一致で新町名を「高森町」と決定した。

三 平成の合併検討経緯

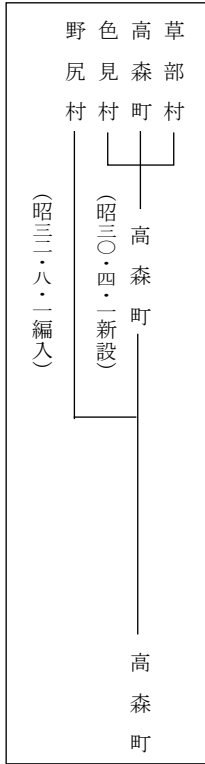
平成一二年三月の県の市町村合併推進要綱においては、高森町については、蘇陽町、白水村、久木野村、長陽村、西原村の五町村との組合せと、そこから蘇陽町、西原村が外れた三村との組合せという二つの合併パターンが示された。

当初は、南阿蘇地域一体での検討がスタートしたが、西原村が検討枠組みから離脱し、残る五町村のうち、白水村、久木野村、長陽村が三村合併の意向を固めたことから、高森町は次善策を検討することとなった。

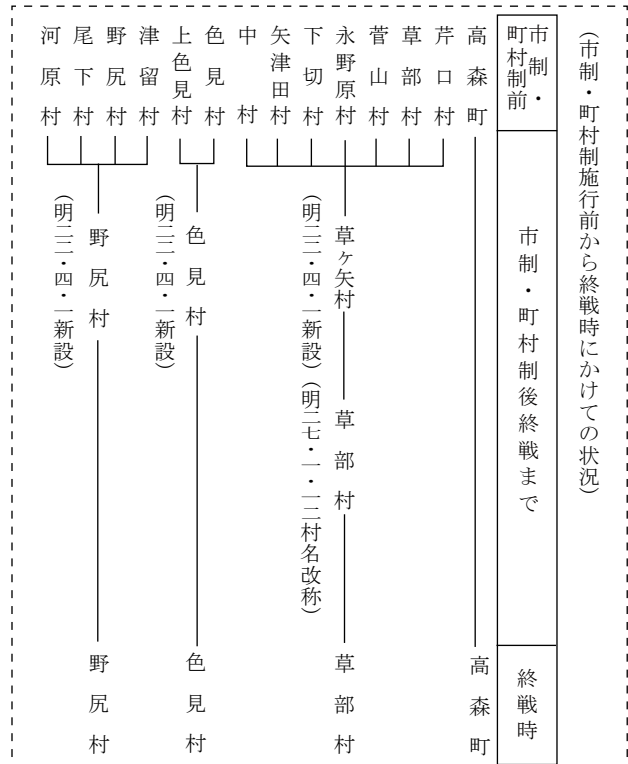
その後、町は白水村、久木野村、長陽村の枠組みへの参加を模索したが実現せず、また、高森町内では蘇陽町との合併を求める住民発議の動きもあったが、蘇陽町が矢部町、清和町との協議を進めていたことからこれもならず、高森町は合併特例法期限内の合併には至らなかった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 高森町

阿蘇大神健甞龍命が、国土草創のとき、一時宮居を定めたとところで、管内には多くの古墳が点在している。

当地域は、中世までは阿蘇家の所領で、その支族村山家や高森家によって治められたが、天正年間（一五七三〜一五九一）に落城したのは佐々、加藤を経て細川氏の領地となった。旧藩時代、高森手永と称し、阿蘇郡代の管轄下にあって、高森町、色見村、上中村、下中村、市下村、白川村、竹崎村、吉田村、下市村、下硯村、二子石村を総括し、惣庄屋によって治められていたが、天和元年（一六八一）、色見村から分村して上色見村ができた。

旧記によれば、「高森会所高森町にあり、一二か村を領す。」とあり、当時の会所すなわち政庁は、もと高森町にあったらしいが、いつのころにか吉田新町

に移り、高森町にはその出張所すなわち出会所がおかれた。現在、出会所の跡を高屋敷と呼んでる。

明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、吉田村以東の高森、色見を合わせて第一大区第九小区に編入され、一二年、高森のみで一行政区域をなし戸長役場が置かれたが、一七年の行政区画変更により色見、上色見がこれに加えられた。その後、二二年の町村制施行のとき、色見、上色見の両村を分離して単独で町となった。

(二) 草部村

上古のいわゆる「知保郷」の一部であって、旧記によれば神武天皇の第一皇子彦八井命（草部吉見神社の祭神）が今の草部、吉見の地に宮居を定め、天皇御東遷後の治安に任せられたところといわれ、中世まで阿蘇家の所領であったが、のち加藤、細川氏の領有となり、藩政時代には野尻会所の支配下に置かれていた。その後、明治七年（一八七四）の改正大小区制により、本村の地域は、第一大区第七小区に編入された。一二年、草部村等五か村が一行政区域をなし、矢津田村、中村は野尻村、津留村とともに一行政区域をなしたが、一七年には草部村等五か村と矢津田村、中村の計七か村が芹口村列として同一戸長役場の行政区域に入った。二二年の町村制施行の際は、そのまま七か村が合併し、草部の「草」と矢津田の「矢」とをとり「草ヶ矢村」と称したが、由緒ある本村の呼称としてははなはだ意義に乏しいということで、二七年一月一二日、草部村と改名した。

(三) 色見村

南郷谷の東南端にあり、中世まで阿蘇氏の支配下に属していた。阿蘇文書によると、鎌倉末期に北条氏の地頭職が山鳥に置かれていたようであるが、祭政の実権は、依然阿蘇氏の掌中におかれていた。

永正三年（一五〇六）、近衛家の庶流若下常陸介家信が阿蘇家から色見の荘を賜つてこの地に土着し、のち、五位に叙せられて大祭職に任ぜられてから、代々家職のかたわら地方の教導にあたった。

天正の丘乱で、阿蘇家が没落すると、その一族も運命をともし、慶長以降は加藤、細川両氏の領有に帰した。

旧藩時代、高森手永に属し、高森町と同じく阿蘇郡代の管轄下にあつて、上

組と称して庄屋により治められていた。明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、色見村は高森町とともに第一大区第九小区となった。一二年の郡区町村編制法施行の際は、色見、上色見の両村で一行政区域を形成したが、一七年の改正で高森町列の区域に加えられ、二二年の町村制施行により、高森町とは別個に色見、上色見が合併して色見村となった。

(四) 野尻村

昔は阿蘇家の支配下に属し、南郷谷地区とともに幾多興亡の歴史をくり返しているが、その沿革はつまびらかではない。一説に、室町時代、足利直義の庶子足利又太郎（野尻家の祖と称し、川上岡山城主）が当地にきて、晩年、阿蘇大宮司の女をめとり、野尻、川上の岡山城にあつて威勢をふるつたが、天正年間に島津勢に滅ぼされ、一時島津の支配を受けたといわれている。当地方はもと野尻郷と呼ばれ、草部村を合わせて庄屋によつて支配されていたが、寛永九年（一六三二）、細川氏入国以来、郷を手永に改め、会所に手代、詰役、小頭があつて庶務に従事した。また、野尻手永の会所は、もと川上にあつたが、のち津留に移された。

明治一二年（一八七九）、郡区町村編制法施行の際、本村の地域は、二つの行政区域に分かれ、野尻、津留両村は矢津田、中村両村とともに、尾下、河原の両村は二か村で、それぞれ一行政区域をなしたが、一七年に野尻、津留、尾下、河原の四か村が一行政区域に改められ、二三年町村制施行による四か村合併の基礎となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

高森町ほか二か村の合併 高森町においては、早くから町村合併の必要性を認め、町村合併促進法制定前の昭和二八年（一九五三）一月には実態調査に着手し、各種の資料を県に報告するとともに、「町村合併はなぜ必要か」、「手をとろう、境もとうろ隣村」などのパンフレットや標語を配布し、広く一般住民の啓発に努力した。また、機会あるごとに合併の必要性を力説するなど合併気運の醸成につとめたので、合併の気運は急速に盛りあがった。

このような合併気運のなかで、同年九月町村合併基準委員会が開催され、郡内の各町村長、議長が出席して県から提出された「町村合併試案」、「町村合併

の諸問題」を議題として、熱心に検討が行われ、活発な意見が交換されたが、結局、県の合併試案どおり、阿蘇南部は、長陽村、久木野村、白水村、永水村のブロック、高森町、色見村、野尻村、草部村のブロックおよび柏村、菅尾村、馬見原町のブロックの三ブロックで合併することにまとまった。

次いで同年一〇月七日、野尻、草部、柏、色見、高森の五か町村議会議員懇談会が開催されたが、この懇談会はいわば各町村議会議員の初顔合わせで、今後南部一〇か町村の合併を強力に推進することを申し合わせた。

同月五日の会議には、南部一〇か町村の町村長、議会議員全員（二七九人）に懇談会開催を通知したが、出席者は六八人であった。この日は、一〇月七日に行われた五か町村議会議員の申し合わせどおり、「町村合併に対する県の合併試案はできているが、合併は町村住民の意思によって決定されるべきものであるから、南部としては南部の発展、住民福祉の増進のため、打って一丸とする強力な合併を推進すべきではないか。」との案が出されたが、各町村ともまだまとまった考えをもたず、十分検討の必要があるので、まず住民の世論を確かめることが先決だという結論に達し、各町村とも一〇月中旬に世論調査の結果を高森町に通知することを申し合わせた。しかし、この申し合わせどおりに世論調査をしたところは、野尻、高森の両町村だけであった。

一〇月一九日、県主催により、高森町、色見村、草部村、野尻村の各町村長、正副議長、助役、教育長、農協長、婦人会長、青年団長が集まって地域別町村合併懇談会が開催され、九月二四日の県合併基準委員会で決定した合併試案を基礎として、町村合併という線が強く打ちだされた。

同月二〇日、高森町議会協議会が開催され、各村に合併を強く呼びかけるため、色見、柏、野尻、草部の各村担当促進委員（各村三名ずつ）を選出し、各村の都合を聞いて回るようになった。

一月七日、高森、色見両町村の町村長および議会議員の懇談会を開催し、まず色見村と高森町が合併することを決議した。

一月一二日、高森、色見の両町村は、七日の懇談会の決議により協議会を開き、促進委員を選出したあと、さきに関係各村に出向き合併折衝にあたった担当委員からその状況について次のような報告を受けた。

(一) 野尻村、草部村はまだ合併に対する認識が浅く、これから世論の高揚

を促進するという段階である。この場合、交通、通信等の問題が大きな障害となるので、建設計画で大きくうたうということでは了解をえ、相当の成果を収めた。

(二) 柏村については、一〇月二八日に高森町と懇談会を予定していたが柏村の都合で中止になっている。しかし、ぜひ早急に会合の機会をつくるよう当局に要望する。

一月一八日、高森町、色見村の二か町村の第一回合併促進委員会を開催し、次の四項目を申し合わせた。

- ① 合併促進協議会規約を二か町村だけでつくるのは時期尚早であるので、準備委員会として関係町村に働きかけ、まとまったうえでさらに協議する。
- ② 隣接町村との交渉は、適当な資料に基づいて行う。
- ③ ブロック内の野尻、草部両村はもちろん、柏村には特に力を入れる。
- ④ 関係町村には、二〇日から三〇日までの間に両町村長、議長等一四人が出向いて個別折衝する。

しかし、その後は、六・二六災害復旧工事の会計検査等のため、合併問題もしばらく棚あげの形となった。

翌二九年四月二二日、県主催による町村合併促進法説明会および懇談会が開催され、野尻、草部、柏、色見、高森五か町村の三役、議会議員、農協長その他多数が集まったが、いろいろの意見がだされて容易にまとまらず、結局各町村で検討した後、適当な時期に意見を持ち寄ることとなった。

六月二日、色見村、高森町二か町村の協議会を開催し、他町村の出方いかにかわらず、高森、色見両町村の合併は、昭和三〇年一月を目標とし、一〇月から準備段階に入ることなどを決定した。

六月五日に聞かれた草部村の会合には、各代表者が出席して懇談した結果、大勢は高森町合併に進んだが、一部に宮崎県田原方面との合併希望もあり、高森町との合併には、なお調整を要する状況であった。なお、白水村の白川、両併部落は、高森への合併を希望していたが、白水村としては、分村は極力避ける方針であった。

同年九月一三日、隣接町村および県の合同協議会を開いたが、野尻、柏両村から出席がなかったので結論をえず、結局県において各村の意思をとりま

とめたうえ、九月二〇日ごろ合併希望町村の合同会議を開き結論をだすことになり、当日合併事務処理表を決めた。

九月二〇日、県は、去る一三日の申し合わせにしたがい、野尻、草部、柏色見、高森五か町村の合併懇談会を開催した結果、五か町村案で合併を促進するとともに、菅尾村の動向を確かめたいと、菅尾が参加する場合は、六か町村合併にもっていくことを申し合わせた。九月二十九日、県および関係町村の代表者が集まって協議会を開き、各村から次のような意見がだされた。なお、柏村は、災害関係の事務で関係者が県庁に出張したため出席できない旨の連絡があった。

色見村―柏村は、この重要な協議会に代理者の一人も出席していない。合併に対して熱意がないと認められるので四か町村でいいのではないかと。

野尻村―野尻村は、もう少しで踏みきりがつくと思うので、県から極力啓発説得してほしい。

色見村―何回寄ってもらわぬようでは困る。今日腹のきまった高森町、色見村、草部の三か町村で合併することにして、あとは吸収合併でもしかたがないではないか。

野尻村―吸収合併は、非常に不利になると思うから、当分猶予してほしい。来月一〇日ごろには決定して何分の申し入れを行う。

草部村―草部村としては、当初柏村も含む五か町村案でいくということになっているから、一応委員と打ち合わせたい。五か町村案がまともない場合、村内の一部に反対があるのではないかと心配する。

(別室で委員が打ち合わせた結果) 草部村としては前回申し合わせた線を進むことに意見の一致をみた。しかし、態度を決定しなければならぬ時期に到達していると思うので、一部反対があっても説得に努め、何とかまとめていきたい。

右の経過からして、五か町村合併が最終目標であったが、まず、高森町、色見村、草部村の三か町村が合併を行うことがまとも、県は、ただちに三か町村の調査にとりかかる一方、野尻村、柏村に対しても極力啓発することになった。

また、ただちに協議会を結成するかどうかの問題が起こり、一〇月二日まで

に野尻村の結論をだしてもらうことにし、協議会結成目標の一〇月一日を少し延ばすこととなった。

同年一〇月七日、高森町は、町議会議員、各種団体の長を集め、町村合併に関する合同会議を開催して、町長からこれまでの経過報告があったあと、活発な意見交換が行われた。その結果、合併は、まず山東部から行い、続いて谷内と段階を踏んで進むことに意見の一致をみた。同日午後、町議会を開き、草部、色見、高森の三か町村合併促進協議会の設置および規約について審議を行い、原案どおり可決決定した。

草部村、色見村においても、それぞれ同様の議決が行われた。

その後、一〇月二〇日、熊本日日新聞紙上に「野尻村は住民投票の結果、他村との合併見送り」の記事が掲載されたりして、四か町村の希望は一応無くなった形となったので、草部、色見、高森の三か町村は、一〇月二十八日合併促進協議会を開催し、三か町村合併による新町建設の第一歩を踏み出すこととなった。

同年十一月二四日、合併関係町村長および議長の会議を開催し、町村別建設計画、協議会予算などを決定した。

その後、一月には先進地「球磨村」を視察するとともに、山林、原野等の実態調査を行うほか、合併協議会も三回開催した。

また、翌三〇年一月六日の協議会では、野尻村議会議長から、「野尻村としては村内の反対も強く、折角三か町村が円満のうちに合併の話し合いが進行しているのに波乱を起こしては申しわけないので、合併についてはこの際再検討することにした。」旨の発言があり、結局、野尻村の合併は見合わせることに決定した。

同年一月二二日、合併協議会の全員協議会を開催し、高森町建設計画および合併協定書を可決した。また、高森町発足準備事務予定、新町役場機構、事務引継ぎその他を協議し、一月三十一日、三か町村の議会において合併議案をそれぞれ可決した。

このようにして、発足準備事務予定表にしたがって順調に事務が進められ、四月一日、新町「高森町」が誕生した。

野尻村の編入 新高森町発足後、野尻村の一部（市野尾、上玉東、大道）が野尻村から分村して高森町に合併したい旨の請願書が二回にわたって町長および議長あてに提出され、また、野尻村の分村合併希望者から「野尻村の実状」と題する次のような文書が提出された。

「野尻村当局としては、合併する場合は、挙村一致をもって合併することにしているが、住民の世論調査の結果、未合併とするもの八〇〇余人、合併を希望するもの六〇〇余人で、未合併を希望するものが過半数であったので、一応未合併ということに決定したが、現在の村財政は自主財源三割程度であり、部落民としては最初の基本線どおり分村合併を決意しており、これ以上村当局と話し合いの必要なく、あくまで初志を貫く覚悟であるので、編入合併をお願いしたい。」

町当局は、この分村合併申し入れについての意向を質したところ「挙村一致で合併を推進されたい。」との意見であった。

その後、八月一六日には野尻村長が、八月二三日には柏村北部有志が、八月二四日と二七日には野尻村分村合併代表者が、高森町役場を訪れ、高森町と合併したいとの申し入れを行った。

このような事情を考慮して、高森町当局および議会は、できるだけ挙村一致の合併を希望するが、もしそれができなければ、分村手続きを完全に終えたのち、条件付でない合併を認めることに決定した。

この間、一月二〇日、蘇陽町長および副議長が高森町役場を訪れ、蘇陽町合併前の八月二三日に柏村北部有志が高森町への合併の意向を伝えたなどの事情もあって、その旧柏村の分村派に対して高森町からあまり刺激を与えないようにしてもらいたいと申し入れを行った。

このような状況のなかで、翌三二年一月五日付をもって、新市町村建設促進法第二八条の規定に基づき高森町と野尻村との合併の知事勧告がなされた。

そこで、同年一月二三日野尻村との合併問題について第一回協議会を開催し、まず、県から勧告に至った経緯および法的意義について詳細な説明があり、円満な合併にもっていかってほしいとの要望があった。これに対して町長、議長、副議長等が議会全員協議会で決定した町の態度について述べ、合併に伴う幾多の難点を指摘した。これに対して県は、「勧告の文面では対等合併のように

も受けとられるが、実質的には必ずしもそうではなく、いわゆる編入合併の形であるので、高森町としても大きな気持ちで受け入れてもらいたい。」と説明した。結局、高森町側としては情勢がやむをえなければ一応勧告にしたがわなければならないが、議会の了解も求めなければならないので、野尻村側が無条件かつ誠意をもって臨むならば話し合ってもよいが、とにかく野尻村の意向を取りまとめてもらいたいと要望した。

同日午前二時から県は待機中の野尻村代表者と会談し、高森町側の意向を打ちだしたところ、大体了承したので県のあつせんによりただちに両者会談が行われた。

高森町側は野尻村が村意を統一して、ぜひ合併を望むということであれば話し合ってもよいと述べたのに対し、野尻村は村長が村内の事情、分収林処分の状況等について説明し、極力全村をまとめて合併の線にもっていきたい旨を述べ双方忌たんのない意見を交換したあと、県側のあつせんにより、両町村から各八名ずつの委員をだし、さらに協議することになった。

三月二六日、両町村の合併協議会が開かれ、高森町側から基本財産、三一年度決算書等についての質問があり、野尻村側からも一一項目にわたる要望事項がだされたあと、一応の結論をだし、きたる四月二日高森町役場において合併協議会を開催することを決定した。

四月二日、町村合併合同協議会を開催し、野尻村側から議員数、職員問題等についての再要望がだされ、いろいろ検討した結果、合併後の議員数は、二人、役場職員数は五人とする線で大体の話し合いがしたが、最終的には至らなかつた。しかし、とりあえず合併議決をさきにするようにとの県の意見にしたがい、四月四日、野尻村議会は合併を議決、六日、高森町議会も編入合併を議決し、一九日、知事に合併申請書を提出した。六月一日の合併協議会では、議員定数問題について、高森町の要望は二人、野尻村側の要望は六人であったが、県のあつせんにより四人に落ち着き、その他の合併条件なども決定された。同時に、合併期日を八月一日と決定し、県にこの旨を申し入れた。

七月一日、県および高森町が共同して、野尻村の実状調査を行い、合併勧告後の官行造林地、県行造林地の土地無償譲渡の議決、職員の定数条例改正、給与改正等の問題点について野尻村側に質問し、その対策について再覚書を作

成した。

七月二四日、野尻村役場において、事務引継ぎの打ち合わせを行ったが、野尻村で山林、土地の不当処分があったことで編入合併拒否の問題が持ちあがった。高森町としては、これまで紳士的態度で臨んできたのに、野尻村がこれまでとった行動は了承できないし、県がとった措置もすこぶる緩慢であるとして、七月二七日緊急臨時町議会を招集してこの問題を討議した。しかし、県から、責任をもって野尻村の処分を取り消させるので、合併拒否の議決は見合わせてほしい旨の連絡があったため、町としては合併拒否の議決は見合せ、八月一日予定どおり編入合併が実現した。

3 合併条件及び協定項目

高森町ほか二か村合併

- (一) 合併の形式 草部村、高森町、色見村三か町村を合体し、町とする。
- (二) 合併実施の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新町名 町名は「高森町」とする。
- (四) 役場の位置 役場の位置は、熊本県阿蘇郡高森町二二四六番地(現高森町役場)とする。
- (五) 役場出張所の位置
 - 1 草部出張所は、阿蘇郡草部村(現草部村役場)に置く。
 - 2 色見出張所は、阿蘇郡色見村(現色見村役場)に置く。
 - (六) 出張所で行う事務 戸籍、住民登録、配給、町税その他必要な事務
- (七) 選挙
 - 1 議会議員 議会議員については、町村合併促進法の特例を適用しない。
 - イ 議会議員の定数は、二〇人とする(地方自治法第九一条第二項の規定による。)
 - ウ 議会議員の選挙については、最初に行われる選挙に限り、各町村を区域とする選挙区を設ける。
 - エ 選挙区の定数は、次のとおりとする。
草部村地区 七人 高森町地区 九人 色見村地区 四人

2 教育委員

教育委員会委員の任期および定数については、町村合併促進法第九条の特例を適用し、その定数は四人とし、任期は昭和三十一年三月三十一日までとする。

3 農業委員

ア 新町の農業委員会は一農業委員会とする。

イ 農業委員会委員の任期および定数については、町村合併促進法第九条の三の特例を適用し、その定数は一五人とし、任期は昭和三十一年三月三十一日までとする。

(八) 助役の定数 助役の定数は、一人とする。

(九) 合併関係町村の職員の身分取扱

- 1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の職員は、三役を除き全員引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。
 - 2 一般職の職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その身分の取扱いに関してはすべてを通じ公正に処理する。
 - 3 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じ、国家公務員等退職手当暫定措置法第三条第一項による普通退職手当の額(同法第九条但書に該当する者は同法による額)に一〇〇分の二〇〇を乗じて得た額を加えた額を支給するものとする。ただし、合併後二か月以内に退職した者に限る。
- (一〇) 部落嘱託員の設置
- 合併関係町村の嘱託員は、これを当分現在のまま存置し、将来必要に応じ統合整理する。
- (一一) 財産処分
- 1 草部村、高森町、色見村の所有するすべての財産(行政財産、一般財産、特別基本財産)は、新町に引き継ぐものとする。ただし、学校林については、学区と各町村との契約を継承するものとする。
 - 2 草部村、高森町、色見村のすべての負債(一時借入金を除く)は、新町に引き継ぐものとする。
 - 3 部分林に関係あるものは、旧慣を遵守、町村の分収は新町に引き継ぐも

のとする。

4 町村有牧野、採草地の使用については、従前の使用慣行のとおりとする。

(二二) 債務、債権

草部村、高森町、色見村の債権、債務については、誠実にこれを処理したう
え、新町に引き継ぐものとする

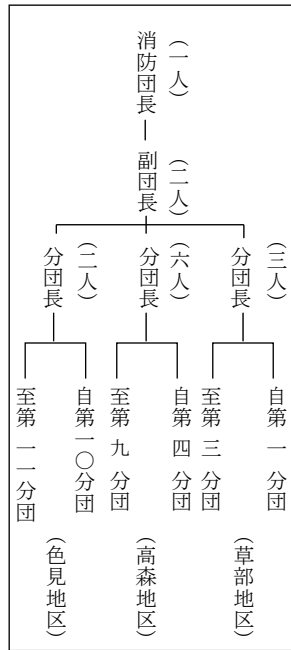
(二三) 消防団の統合

1 草部村、高森町、色見村の有する消防機械、器具は、すべて新町に引き
継ぐものとする。

2 草部村、高森町、色見村の消防団員は、これを新町に引き継ぐものとす
る。

3 新町役場に消防団本部を起き、分団数および団員数は当分現在のままと
し、将来整備するものとする。

4 消防団の編成は、次のとおりとする。



(二四) 国民健康保険

草部村、色見村の国民健康保険事業は、促進法第一八条により存続し、新
町発足後一年以内において全区域に実施する。

(二五) 各種事業

草部村、高森町、色見村の各種継続事業および既定計画事業は新町で継続
して行うものとする。

(二六) 左の団体の統合をすみやかにあつせんする。

農業協同組合、農業共済組合、商工会、森林組合、青年団、婦人会、その

他

(一七) 町民税の賦課率 各町村の税率を調整する。

(一八) 大字および字の名称

高森町を大字高森と、草部村、色見村の大字は現在のままとする。

(一九) 学区区は、当分現在のままとする。

野尻村の編入

(一) 合併の形式 野尻村を廃し、その区域を高森町に編入するものとする。

(二) 合併の時期 昭和三二年八月一日とする。

(三) 出張所の設置および事務

1 野尻出張所を現役場に置く。

2 出張所においては、おおむね次の事務を行う。

町税その他徴収、戸籍、住民登録、諸証明、配給その他必要な事務

(四) 議会議員の定数

地方自治法第九一条第一項により、高森町議会議員の定数を四人増員し、野尻
村の区域を選挙区として選挙するものとする。

(五) 職員の身分取扱

1 新市町村建設促進法第二八条第四項の規定に基づき、合併の際、現にその職
にある野尻村の一般職員は引き続き高森町の職員としての身分を保有せしめ、
野尻村における勤務年数はこれを通算するものとし、その取扱については、事
前に、高森町長と野尻村長と相互に協議するものとする。

2 野尻村は、合併前に極力職員の希望退職を募り、これにより退職した者およ
び合併後二か月以内に退職した者に対しては国家公務員等退職手当暫定措置法
第三条第一項による普通退職手当の額(同法第九条ただし書に該当する者は同
法による額)に一〇〇分の二〇〇を乗じて得た額を加えた額を支給するものと
する。

3 職員の身分取扱および給与については、すべて公正に処理するものとする。

(六) 教育委員会委員

1 高森町の現教育委員会委員の任期満了の場合は、優先して野尻地区より一人を
推薦すること。

2 右委員推せんまでは、野尻村の現教育委員会委員のうち一人を代表者として高森町教育委員会に出席せしめ、その意見を徴すること。

(七) 農業委員会委員

野尻村の地域に、知事の許可を得て地区農業委員会を置き、高森町の現農業委員会委員の任期満了の期日まで存続せしむるものとする。

(八) 部落駐在員

野尻村の部落駐在員は、当分現在のままとし、将来必要に応じ統合整理するものとする。

(九) 財産処分

1 野尻村の所有するすべての財産（行政財産、一般財産）は、高森町に引き継ぐものとする。

2 野尻村のすべての負債は、高森町に引き継ぐものとする。

3 部分林（現行および官行造林）に関係あるものは、旧慣を遵守し、村の分収は高森町に引き継ぐものとする。

4 村有牧野、採草地の使用については、従前の使用慣行によるものとする。

(一〇) 債権債務

野尻村の有する債権、債務については、誠実にこれを処理したうえ、高森町に引き継ぐものとする。

(一一) 消防団の統合

野尻村の消防団員は、これを高森町に引き継ぎ、団の編成その他については、別に定めるものとする。

(一二) 国民健康保険

野尻村の区域に対する国民健康保険については、合併後一年以内に実施するものとする。

(一三) 各種事業

野尻村の各種事業および既定計画事業（補助事業および財源措置あるもの）は、高森町において継続して行うものとする。

(一四) 各種団体の統合

各種団体の統合をすみやかにあつせんするものとする。

(一五) 大字および字の名称 野尻村の大字および字は、現在のままとす。

(二六) 学校区 学校区については、当分の間現在のままとす。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 高森町ほか二か村合併

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
草部村	小崎敏雄	甲斐幸人	二子石開	本田武茂	甲斐進
高森町	津留要	田尻十蔵	津留大吉	今村観象	住吉平馬
色見村	田上親視	荒牧国弘	岩下登起男	安方三治	後藤武弘

(二) 野尻村の編入

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
高森町	今村観象	岩下八束	田尻十蔵	安藤則一	安方三治
野尻村	吉良山孝	草村哲水	甲斐敏一	瀬井一男	伊藤万

5 合併時の関係町村の現況表

(一) 高森町ほか二か村合併

生産額	生産額				会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	業態の割合		面積 平方料	戸数	人口	区分						
	計	その他	農産	鉱工業						高等	中等		業態	業態					計	その他	農業者	計	その他	商工業
301,797	14,251	66,494	201,531	11	76,273	149,921	6,410	15,500	1	3	33	8240	477	3396	248	1,833	655	1,0548	高森町					
40,498	6491	33,236	871	1	1458	4369	673	93	1	2	5	3494	1873	162	106	106	574	3600	草部村					
149,499	6,160	49,908	195,381	1	28,558	8234	5,382	14391	1	1	4	2805	1,945	860	2,195	1,745	1,539	5000	高森町					
158,850	1,500	9450	4900	1	33,200	22,390	5	206	1	3	3	184	95	88	17	9	3,306	1,948	色見村					

(二) 野尻村の編入

生産額	生産額				会社、工場事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	業態の割合		面積 平方料	戸数	人口	区分						
	計	その他	農産	鉱工業						高等	中等		業態	業態					計	その他	農業者	計	その他	商工業
395,497	4,451	150,194	201,531	1	76,031	33,046	6,410	36,446	1	5	28	1,333	6,944	4,766	2,544	1,841	663	1,741	高森町					
3,177	2,000	66,494	201,531	1	54,233	18,944	5,856	35,800	1	3	3	843	5,544	3,369	2,448	1,803	605	1,549	高森町					
8,300	1	66,494	1	1	22,900	3,951	56	76	1	2	6	289	1,549	1,339	6	38	5	6,632	野尻村					